

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

1. 本件法律は、父子家庭と母子家庭とで、特別支援金の受給資格を後者にのみ認めるという区別をしている。かかる区別は、憲法(以下略)14条1項に反するため、本件法律は違憲とされる。以下、これを論証する。

2. 14条1項の「法の下」の平等とは、法内容の平等を意味すると解する。なぜなら、いくら不公平な法を平等に適用しても無意味であるためである。そして、実質事実上の差異を無視して形式的取扱いは、かえって不当な結論を招きかねない。よって、同項は、合理的な区別については許容していると解する。

3. (1) ここで、1で述べた区別(以下、本件区別)は、合理的な区別と見なされるか問題となる。この点、区別の根拠や区別の対象の実体的負担の重要性等から判断する。

(2) ア 本件区別は、母か父かで区別しているから、「性別」による区別といえる。さらに、判例は後段列挙事由に(14条1項)特段の意味を認めない。しかし、後段列挙事由に基づく区別は、歴史的に不合理なものであったといえる。ここで、かかる区別については不合理性が原則推定されると解する。

イ 特別支援金の受給資格の有無は、生活に直接関するため、重大な利益といえる。

ウ また、本件区別は、社会的弱者を優遇することで実質的平等を実現しようとする積極的差別是正措置ともいえる。これは、ここで、~~裁判所は~~福祉主義(25条)の下、政治的判断が必要とされるため、裁判所は政策部門の判断量を尊重すべきとされる。

エ 以上より、本件区別は、目的が重要で、区別と目的に合理的関連性があるから、合理的区別といえ、合憲と解する。

1 ページ
裏面へ

4. (1) 本件法律の1条より、本件区別の目的は被災児童の福祉の増進を図ることにあるといえる。当然、子の福祉を図ることは重要である。したがって、被災した児童の福祉を図ることは、なおさら重要というべきである。よって、本件区別の目的は重要である。

(2) ア しかし、本件区別の必要性は認められな~~い~~。たしかに、我が国では、世帯の生計は主として男性に支えられている場合が多い。本件法律の4条第号が規定するように「父が働けなくなれば、収入面が不安定になり~~ま~~ 親

母親は、子の養育にかかる費用がたかくなるか、~~母~~代わりの働きに出るために子の監護がむずかしくなるという~~負担~~家庭も多いと考えられる。~~もっとも、現代には~~ 実際には、男性の方が男性に比べて収入面で~~劣る~~という側面もある。

もっとも、現代においては、共働き世帯も一般的となっており、また必ずしも女性の方が収入面で男性に劣るとは言えない。むしろ、女性が主として働き生計を立てている世帯もめずらしくないといえる。以上のことから、性別の差をもって受給資格の有無を分ける本件区別には、その必要性は認められ~~な~~いと考えるべきである。

イ 次に、本件区別~~は~~は、相当性も欠いている。本件区別の目的は、被災児童の福祉にあるのに、本件のように、実際に生活に困窮しているのは受給資格が認定~~し~~、

支援が受けられ~~な~~い。たしかに、受給資格~~に~~ついて基準を設けなければ、無制限に支援金が支出され、国庫を圧迫する。しかし、本件の支援金は月に2万3千円(本件法律

5条)で、最大でも1年(同6条)である。これは、金額としては十分に足りるといえる。もっとも、本件区別の目的は、

福祉の増進を図ることにあるから、支給家庭や期間をへらす、短縮するほかに、父子家庭の被災児童の福祉も図るべきで

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法	1		

また、以下をみる。

① 以上より、本件区別は目的との合理的関連性があるから、

② 以上より、本件区別は合理的であり、14条1項に反するから、本件法科は違憲である。

以上

3 ページ
裏面へ

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

科目名 憲法

評価 A

【コメント】(凡例:「p」=ページ、L=「行目」。例:p2L13=2ページの13行目)

p 1 L 1

区別をうまく指摘できています。

L 5 ~ 1 2

ここまですぐ書けています

L 1 3 ~ 1 4

しかし、この実体的負担の重要性というのがよくわかりません。全体として平等原則違反の論述の流れをうまく書けていますが、ここだけよくわかりませんでした。おそらく違憲審査基準の定立の方針を書いているのだと思いますが、特に書かなくていいと思います。

L 1 5 ~ L 1 9

しっかりと論証を準備されていますね。

L 2 2

アファーマティブアクションとは少し違いますね…そもそも被害にあった方々は差別されているわけではないので、歴史的な黒人や女性とは根本的に異なります。

L 2 6 ~ 2 7

・ア〜ウが並列に書いてあるので、なぜ中間基準になるのかよくわかりませんでした。論述の仕方として、確かに裁量はあるが、性別による差別だし、重要な利益にかかる区別であるから厳格審査します、という流れの方がいいです。

・また、目的が重要ならば手段は実質的関連性とするのが一般的です。両者の違いを復習してください。(ただ、記載を見ているとおそらく実質的関連性のつもりで答案を書いていらっしゃるようにお見受けしました。)

p 2 L 1 ~ 5

少し浅いですが、GOODです

~ L 1 9

よく書けています。

ただ、合理的関連性と、必要性・相当性の関係が分かりません。

し 2 1

区別の相当性とはどういう意味でしょうか？

額が少なくても、被害児童の福祉増進には役立つと思われます。

何をもって相当と判断するのでしょうか？

【総評】

- ・全体的によく勉強されており、論証もうまくまとめられています。
- ・あてはめもしっかりと考えられていて、規範との関連性も考慮されており、好印象です。
- ・平等原則の論証は、相対的平等→合理的区別論の立論→当該区別の合理性の判断基準＝違憲審査基準、の流れで書くことが一般的です。香川さんの答えは、概ねこの流れに沿っていますが、違憲審査基準の内容の理解があと一步のように感じました。目的の重要性とは何を基準に判断しますか？合理的関連性と実質的関連性の違いは？このあたりを再度確認するとよりよいです。
- ・判決に対する反論について明確に言及されていないのは残念でした。設問に答える姿勢を持ってください。

春田

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABCD)

1. 本件法律は、国から特別支援助金を受け取る資格について、父子家庭において家計を支える男性と、母子家庭において家計を支える女性とを区別するものとして、憲法14条1項に反しないか問題となる。

(1) そもそも「法の下」の平等(14条1項前段)とは、法適用の平等のみを指すものではなく、法内容の平等とも意味する。解する。そして、「平等」(憲法14条1項前段)とは、合理的な区別を許容する相対的平等を意味する。解する。

そして、本件法律が合理的な区別をするものであるといえる場合には、違憲とはならない。

(2) 本問において区別されているのは男性と女性とを基準としたものである。そしてこの男女の区別は、民主主義の理念に照らして不合理な区別事由を例示した後段列挙事由(憲法14条1項後段)であることから、同項が制定された背景からみても、合理的であるとして許容される場合はあり限定されるべきだといえる。

イ 一方、本件が問題となっているのは国から特別支援助金を受け取る資格であり、この資格は憲法25条に定められた生存権と密接に関連するものである。このような生存権については、国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障するものとして、国民の生命に関わる重要な権利であり、この権利に関する区別はより厳格に審査されるべきだとの見解も想定される。しかし、生存権は個々の国民の生活を具体的に保障するものではなく、あくまで~~具体的な~~法によって初めて具体化されるものであるとする。プログラム規定であると解されることから、~~法的に~~ 相対的にみて重要性が低い権利といえる。そのため、生存権に関しての区別は、より緩やかな方向でその合理性を判断すべきとの方向に傾くこととなる。

ウ 以上の3.イを考慮すると、本件が問題となっている区別が

7 ページ
裏面へ

合理的なものといえるかどうかは、中間の審査基準として、その
区別の目的が重要なもので、手段が目的との関係で結果的
で過度でないといえるかによって判断する。

(3) これを厚件について検討する。

ア 目的について。

厚件区別の目的は、「災害に被災者と生計と類似することを得た
くつた児童について被災母子特別支援金を支給し、被災
児童の福祉の増進を図ること」(厚件法第1条)である。この目
的は、本来我が国を担う担い手である全国の児童に公平に
安定した環境の中で育つことを図ることに、重要なものがあるとい
える。

イ 手段について。

(3) まず、厚件法律に於ける区別が目的との関係で適合性があるか(効
果的かどうか)について検討する。

この点について、男性と女性の所得を比較した際、前者の方が群
差的に所得が高いこと、また、女性は男性と比べて一般的に
体力に劣る面があり、配偶者の手を得ることから、母子
家庭においてはおおむね、支援の必要性が高いことから、
母子家庭のみに支給を行うことでその家庭の児童が健全に
生活を送ることができ、という意見も考えられる。

しかし、^{日本国内で}本来は、男性が外で働いて所得を得る、母女性は
家事に専らであるという風潮であったものの、現代の日本において
は女性労働者の人口も増加傾向にあり、女性労働者を増や
す方向の政策も推進される中、必ずしも女性母子家
庭の方が所得が低く、子育てを容易に行うことができないと評
価することはできない。むしろ、男性に比べて女性の方が子育て
を上手にこなすという可能性も大いに考えられる。果して厚
件のように、母子家庭の甲乙に別して生活が苦しいわけではな
い甲乙母子家庭の甲乙に別して支給を行う一方で、生活が
困窮している乙乙に別しては支給を行わない、という措置

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

をとりことにより、天々甲乙と乙乙人の家族の間には生じている生活者の差があり、その差は、

これらの点を考慮すれば、厚労法にちがく差別により、被災者である母子家族、父子家族の間での生活者の差があり、その差は、目的との間で適合性があるとは言い難い。

(イ) 更に次に、更に目的との関係で厚労法にちがく差別により、適合性が認められるとしても、その差別が過度なものとはいえない。差別の手段の必要性について検討する。

この点について、厚労法5条では、支給金の額を1月に2万3千円としており、この額は被災者として過度なものとはいえないこと。及び、厚労法6条では支給期間を1年6月までと定めており、被災者からの被災期間との関係と考慮しても、この期間はおおむね短いといえること。等と主張する者はいらぬとも考えられる。

しかし、同じように被災した家族であっても、母子家族と父子家族との間で、最大414万円の支給金の差があると考えると、この額は決して小さいものとはいえない。

子育てのための支給金と考えれば、414万円という金額で考えれば、場合によっては、公的な学費に相当する金額である。この額は、過度なものといえる。そうであるとするならば、

行政の資金との関係上、父子家族、母子家族いづれにも、1ヶ月1万2千円、2ヶ月(2万3千円の約半額)を支給する他、支給ではなく返済と手続した奨学金と見る手続も考えられる。そのために、これらの代替手段の存在を考慮すれば、厚労法の支給手段は、過度なものといえることである。

以上の点から、厚労法にちがく差別は、合理的とはいえず、また、

3 ページ

裏面へ

過度なものとして評価できるとある。

2. おて、事件法廷は憲法14条1項に反する^と~~こと~~を主張している。
以上。

5

10

15

20

25

30

4 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

科目名 憲法

評価 A+

【コメント】(凡例:「p」=ページ、L=「行目」。例:p2L13=2ページの13行目)

p 1 L 1 ~ 3

厳密には、「家計を支える」男性・女性という区別はしていません。父子家庭と母子家庭の区別です。

L 1 0

ここから違憲審査基準の定立の話になっていますね？それであれば、L 9あたりで合理的かどうかの判断基準が問題となる、などと問題提起をしてください。

~ L 1 4

GOOD

L 1 5 ~ 2 7

プログラム規定だから重要ではない、というのは早計です。

生存権は最低限度の生活を営む権利なので、いわばすべての人権の根底となる重要な権利でしょう（住むところも食べるものもない人が表現活動などできません）。権利自体の重要性よりも、区別事項にかかる影響などを考慮して論証した方が説得的です（国籍法違憲判決参照）。

P 2 L 1 ~ 3

違憲審査基準の定立はGOODです

L 5

ナンバリングがわかりやすい！

あてはめもGOODです

L 1 3

規範で「効果的」と書いたなら、別の言葉（適合性）はなるべく使わないでください。

L 2 9

・そもそもですが、法令違憲の場合には具体的事情は使いません。

・「さん」は不要です。法律の答案では、呼び捨てにしてください。呼び捨てでも失礼では

ないですから。

余談ですが、公的な文書では、一般的には「氏」を使います。

p 2 L 5

目的は福祉増進なので、従来の価値観に基づけば母子家庭にお金を上げても効果はあるのではないですか？議論しているのは、おそらく過度の要件だと思います。

どちらで何を議論するのか、今一度検討してください。

L 1 7

4 L 4 万円の計算式は・・・？

【総評】

・全体的に大変よくできています。

・平等原則の論証は、相対的平等→合理的区別論の立論→当該区別の合理性の判断基準＝違憲審査基準、の流れで書くことが一般的です。概ねこの流れに沿っています。

・もちろん、あてはめの中でやや無理のある記載や評価も散見はされますが、自分の言葉でしっかりと検討されている姿勢はとても好印象です。今後より洗練されてくると思いますので、自分に自信をもってこの調子で続けてください。

春田

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

1. これは父子家庭が特別支援金の対象としない本件法律に於いて、特別支援金を「給付」しているという区別を設けている。すなわち、本件法律は申請者の性別によって特別支援金の給付の有無に差異を設けているといえる。これについては、かかる差異が憲法14条1項に反していると主張しているところがある。
2. 同項の「平等」とは相対的平等をいうところである。なぜなら、各人に差異がある以上、これに伴う区別は当然存在しているためである。このため同項は不合理な区別を禁止した規定であり、合理的な区別であれば許容されるとする。
3. 本件では上記のように^{本件法律}に於いて本件法律により、性別を理由としてこれが震災の特別支援金の給付を受けられないという区別が生じている。性別は自己の努力ではどうすることもできないものであり、これを理由とする区別の合理性は厳格に判断すべきところである。しかし、本件法律によって定められているこの法的地位は被災者への特別支援金の給付を受ける法的地位であり、法律により創設されているものである。そのため、国の財政事情を無視せず、立法府の裁量が広く認められるべきところである。そこで、本件法律の合理性判断にあたっては、目的が正当であり、区別が目的との間で合理的関連性と有しているかという基準を以てするべきところである。
4. 本件に於いて法律の目的は世帯の生活は被災により困窮した家庭を支援することである。災害により世帯の生活は被災児童の福祉の増進を目的としてであり、そのために父と生活を同じくすることを条件とした児童^(1条)に被災母子特別支援金を支給するというものである。これは、^{これは、}法律目的が世帯の生活に於いておまじとして男性により支えられている場合が多いという背景を踏まえ、母子家庭の立場から特に困窮している児童を支援するためである。かかる目的は、^{これは、}そのためにもかかる目的は正当国民の生活を寧ろ支援するという正当

ページ

裏面へ

78ものびといえる。また、區別については、本件震災により~~多額の~~被災者が発生していることからすれば、被災父子家庭にも同様の制度を設けると、~~一世帯につき支給期間満了まで約40万円の給付金を調済しければ済む~~多くの世帯が同制度の対象となることを示す。一世帯につき支給期間満了まで約40万円の給付金が必要であり、国の財政負担も~~考慮しなくてはならぬ~~に多大の影響を与える。立法府はこの点、考慮しなくてはならない。~~立法府は~~立法府にない裁量~~が認められ~~と解すべきである。これを前提とすれば、~~特に困窮している世帯に~~特に困窮していると思われる母子家庭を弱者として優先的に支援する制度を設けるとは目的との間に合理的関連性があるものといえる。

5. 確かに、甲は自宅の損壊が~~甚~~甚微であり、~~世帯~~生活を立てていたため生活が~~苦~~^{しく}なっていた一方で、乙は経営していた~~食~~食堂が損壊し再開の見込が立たない上、~~世帯~~家計を支えていた妻の死により生活が困窮していることから、母子家庭のてには上記の目的は妥当でない。しかし、生活保護^{給付}とは同種の制度が存在する以上、条件を付せばその利用が可能であるのだから、乙との関係で本件法律を不合理ということもできない。

6. 5.2. 本件法律による區別は合理的といえ、14条1項に反しない。

以上

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABCD)

5	
10	
15	
20	
25	

3 ページ
裏面へ

5	
10	
15	
20	
25	
30	

4 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

科目名 憲法

評価 A

【コメント】(凡例:「p」=ページ、L=「行目」。例:p2L13=2ページの13行目)

p 1 L 1

父子家庭が受けられないだけでなく、母子家庭は受けられるのに父子家庭は受けられない、と対立構造を明確にする方がより「性別による区別」が浮き彫りになるのでよいです。

L 6 ~ 1 9

よく書けています。論証もしっかりと事前準備されていますね。

しいて言えば、L 1 8 の目的→区別の目的、と記載するとよりよいです。

L 2 0

ここは区別の目的ですね。

L 2 2

区別の目的はあくまで福祉増進のみです。

母子家庭に支給はその手段なので、福祉増進の正当性について論じてください。

p 2 L 1

ここで話題が変わっていますね？

ナンバリングなどをして話題が変わったことを採点者にアピールしましょう

読みやすくなります

L 1 0

よく書けています

L 1 2

法令違憲の場合には具体的事情は拾いません。

【総評】

・平等原則の論証は、相対的平等→合理的区別論の立論→当該区別の合理性の判断基準＝違憲審査基準、の流れで書くことが一般的です。本件ではよくこの流れに沿ってかけていました。

・もう少し全体的にナンバリングを細かくできるとより読みやすいです

・内容面ですが、父子家庭と母子家庭の区別する合理性は本当にあるのでしょうか？男性が家計を支えるスタイルが一般的だったのは従来ので、今は女性の社会進出も進んでいるという評価も反論としてなしうところでは。この点に言及できるとよりよかったです。

春田